二五一　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　二五
二五二　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　二五
二五三―二五六　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　二五
二五七　原戸籍の一部が滅失した件　二六
二五八　除籍の一部が滅失した件　二六
二五九　日本国に帰化を許可する件　二六
二六〇　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　二六
二六一・二六二　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二六
二六三　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　二六
二六四　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二六
二六五―二六七　除籍が滅失した件　二七
二六八　原戸籍の一部が滅失した件　三〇
二六九　除籍の一部が滅失した件　三〇
二七〇　原戸籍が滅失した件　三〇
二七一　日本国に帰化を許可する件　三〇
二七二　原戸籍の一部が滅失した件　三一
二七三　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件　三一
二七四　日本国に帰化を許可する件　三一
〇外務省
一四七　核物質の防護に関する条約の改正の効力発生に関する件　二99
一四八　核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約のスウェーデン王国等による批准等に関する件　六
一四九　国際連合の特権及び免除に関する条約へのミクロネシア連邦等の加入に関する件　六
一五〇　刑を言い渡された者の移送に関する条約へのモンゴル国の加入に関する件　九
一五一　円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件　九
一五二　絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の附属書Ⅲの改正に関する件　九
一五三　経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定の効力発生に関する件　九
一五四　経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定第一・十二条の規定に基づく日本国政府とモンゴル国政府との間の実施取極の署名に関する件　九
一五五　防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件　一一
一五六　不正取得された無効旅券の告示　一一
一五七―一五九　国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件　一一
一六〇　日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空関係に関する書簡の交換に関する件　一六